

岩手県告示第 482 号

家族旅行村条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 90 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立岩洞湖家族旅行村の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

表 1 に掲げる額（附属の設備を利用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）

表 1 施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金
テントサイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	3,000 円
	一時使用	1 区画につき	1,000 円

備考 1 「一時使用」とは、9 時から 16 時までの間の使用をいう。

2 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

表 2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
シャワー	1 回につき	100 円
洗濯機	1 回につき	200 円
乾燥機	1 回につき	100 円
電源設備	1 日までごとに 1 式につき	500 円

備考 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。